

お客さま各位

三菱UFJ信託銀行株式会社

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

2021 年 6 月、政府が閣議決定した「成長戦略実行計画」に「5 年後の約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、全国銀行協会は、「2026 年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とする自主行動計画を策定しています。

弊社では、2024 年 7 月に、「2027 年 4 月 1 日以降を期日とする手形・小切手」について、「代金取立の受付停止」を公表しました。引き続き手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みを進めるため、新たに以下の施策を実施します。

≫一般社団法人全国銀行協会ホームページへ

≫(参考)2024 年 7 月 19 日「手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みに関するお知らせ」

1. 手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組み

取組み内容	実施日
(1) 払戻請求書による当座勘定からの払戻受付開始	2025 年 10 月 1 日
現金出金等が必要となる場合は、2025 年 10 月 1 日以降はお取引店にて、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印(個人当座の場合は署名)のうえ、提出いただき、払戻しを行えるようにします(正当な権限を有することを確認するため当社所定の本人確認資料の提示等を求めることがあります)。また、小切手を使用することもできます。本件に伴い、下記2. のとおり各種当座勘定規定を改定します。	
(2) 手形・小切手および銀行振出小切手の発行受付終了	2025 年 12 月 30 日
2025 年 12 月 30 日をもって、手形・小切手用紙および銀行振出小切手の発行受付を終了します。本件に伴い、下記2. のとおり各種当座勘定規定および納税準備預金規定を改定します。	
(3) 手形・小切手の最終振出期限	2026 年 9 月 30 日
手形・小切手の最終振出期限を、2026 年 9 月 30 日とします。 最終期限以降に振出された手形・小切手は、当座勘定からの支払ができません。	
(4) 未使用手形・小切手の買戻受付開始	2026 年 10 月 1 日
2026 年 9 月 30 日の手形・小切手の振出期限の設定を踏まえ、お手元にある未使用の手形・小切手の買戻しを受付します。買戻しの対象となる手形・小切手や手続方法については、受付開始が近づきましたら、当社ホームページにてご案内いたします。	
(5) 他行を支払地とする手形・小切手の入金扱い受付終了	2026 年 3 月 31 日
2026 年 3 月 31 日をもって、他行を支払地とする手形・小切手の入金を終了します。 (入金先の口座は、当座勘定の他、普通預金、定期預金、金銭信託等各種預金・信託を含みます。)	
(6) 手形・小切手の取立受付停止	2027 年 3 月 31 日
2027 年 3 月 31 日をもって、手形・小切手の取立受付を停止いたします。(2024 年 9 月 2 日より、2027 年 4 月 1 日以降を期日とする手形・小切手について、取立受付を停止しております。)	

(次ページに続く)

2. 当座勘定規定・納税準備預金規定の改定

上記 1.(1)および(2)の実施に伴い、以下のとおり規定を改定いたします。

規定名		新旧 対照表	改定日
(1)	当座勘定規定(一般当座用)	■	1 回目:2025 年 10 月 1 日(上記 1.(1)に係る改定)
(2)	当座勘定規定(個人当座用)	■	2 回目:2026 年 1 月 1 日(上記 1.(2)に係る改定)
(3)	納税準備預金規定	■	2026 年 1 月 1 日(上記 1.(2)に係る改定)

3. 代替サービスのご案内

手形・小切手の代替として、インターネットバンキングからの振込等電子的な決済手段のご利用をご検討いただきますようお願い申し上げます。

【当社における電子的な決済手段】(お申込み方法は、お取引店にお問合せください)

＜法人のお客さま＞

- ・「MUTB ビジネスダイレクト」(法人向けインターネットバンキング)
 - ・「三菱UFJ信託銀行バンクコール・サービス」(ファームバンキング)
- (当社のでんさいネットサービスにつきましては、2024 年 9 月で取扱いを終了いたしました)

＜個人のお客さま＞

- ・三菱UFJ信託ダイレクト(個人向けインターネットバンキング)

以上